

森田議長	(9 : 3 0) 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達していますので、これより令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様、管理者及び関係職員におかれましては、何かとご多用中にもかかわらず出席を賜りまして、大変ご苦労さまです。 インフルエンザ感染症について、昨年末には、現在の統計を開始して以来、全国で最も多くの感染者が発生したとの報道がございましたが、その後、感染者数は減少しております。また、新型コロナウイルス感染症につきましても、過去の流行と比較いたしますと、全国の感染者数は少ない状況ではございますが、引き続き注意が必要であることに変わりはありません。 管理者以下職員の皆様方におかれましては、引き続き日々の体調管理に努め、安全で安定した環境の森センター・きづがわの運転管理を継続していただくとともに、議員の皆様方におかれましても、それぞれの議会も控える中、ご留意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。 さて、本日は、1人による一般質問、並びに提案されている議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正及び令和7年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算の5件でございます。 なお、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染防止の観点からも、長時間にならないようスムーズな議会運営にて慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての私の挨拶に代えさせていただきます。 続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。 管理者、どうぞ。
谷口管理者	改めまして皆様、おはようございます。 それでは、定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 議員の皆様におかれましては、令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かとご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

谷口管理者 つづき	また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。 環境の森センター・きづがわの運転管理に関しましては、昨年12月25日から1月26日までの休炉期間において実施いたしました大規模な定期点検も終了し、現在は2炉連続運転をしております。これら大規模な定期点検に加え、日常点検はもとより、年次計画に基づく1炉ごとの点検などにつきましても計画的に実施することで、安全な施設の稼働を引き続き確保してまいります。 また、施設からの排ガス等につきましても、日々計測している連続測定や定期的な法定測定につきまして、法定基準値はもとより、独自に定めている管理目標値を満足する結果となっております。引き続き施設の適切な維持管理に努め、安定した焼却処理に取り組んでまいります。 次に、昨年8月8日に発見した排水施設の崩落への対応につきましては、現在、本復旧に向けた設計業務を進めている状況でありまして、令和7年度におきまして速やかに業者選定作業等に着手し、出水期明けとなる10月中旬頃には現場での工事に着手してまいりたいと考えているところであります。 さて、本日ご提案させていただく事案につきましては、先ほど議長からもありましたが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、また、木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正、木津川市精華町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正及び令和7年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算の議案5件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。 以上、現状のご報告などを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。 以上でございます。よろしくお願い申し上げます。
森田議長	ありがとうございました。 本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程のとおり進めてまいります。 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番、山本和延議員と3番、谷川光男議員を指名いたします。 なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。 日程第2「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。

森田議長 つづき	本定例会の会期は、本日２月１２日の１日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、会期は本日の１日間に決定をいたしました。 日程第３「一般質問」を行います。 一般質問される方は１人です。発言時間は答弁を含め３０分までとします。 では、宮嶋良造議員、どうぞ。
宮嶋議員	４番、宮嶋良造です。 住民、事業者と協力し、きづがわの森から温室効果ガスを削減するにはと題して管理者に聞きます。 最初におわびします。通告書に添付資料がついておりますが、以前に使用したものがそのまま削除されずについたもので、今回は使いませんので無視をしてください。では、質問に入ります。 国と京都府は、２０５０年までにカーボンニュートラルの実現、２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度比４６％削減を目指すとしています。木津川市でも地球温暖化対策の推進に関する法律により、市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減等のための計画策定を行っています。しかし、その対象に環境施設組合が管理し稼働させている当施設、きづがわの森は含まれておりません。当組合が独自に温室効果ガス削減計画をつくる必要があるのではないですか。 次に、当施設で２０５０年までにカーボンニュートラルの実現、２０３０年度に温室効果ガスを２０１３年度比４６％削減を実現するためには、どのようなことが必要ですか。 次に、これまでの答弁で、当施設はごみ発電を行い、温室効果ガスの削減に努めているとの答弁がありましたが、ごみ発電のＣＯ₂削減効果はプラスチック１トン当たり約０．７トン、リサイクルした場合のＣＯ₂削減効果はプラスチック１トン当たり２．１トン、すなわち３倍リサイクルのほうがＣＯ₂削減効果が大きいとされております。プラスチック製品ごみは焼却しないと決め、焼却量を減らすべきではないですか。 次に、事業系一般廃棄物の搬入量とその割合が増加しています。構成市町と協力して事業者にごみ減量を求めるべきではないですか。 次に、市民の協力なしに減量は進みません。施設見学はごみ問題を考える有効な方法の一つです。見学者を増やすためにどのように進めていきますか。昨年行った自由見学をいつ行いますか、また、周知方法はどのように行いますか。 最後に、直接来られない人のために、ホームページから施設の様子

宮嶋議員 つづき	を学ぶ工夫をさらに進めるべきではないですか。動画なども取り入れてはどうですか。 以上、お答えください。
森田議長	答弁願います。 どうぞ。
谷口管理者	宮嶋議員のご質問にお答えをいたします。 1 点目について、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 1 条の規定において、都道府県及び市町村は「温室効果ガスの排出の量の削減等の措置に関する計画を策定するもの」とされており、本組合構成市町である木津川市及び精華町におかれましては、それぞれ当該計画を策定されておられます。現時点におきまして、本組合独自での計画を策定する予定はございませんが、同法第 4 条に規定される地方公共団体の責務に基づき、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者または住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るよう努めてまいります。 2 点目について、本組合が担う環境の森センター・きづがわの管理・運営といった事務事業において、事業者として、国、京都府、本組合構成市町などが示される各種取組に基づく行動はもとより、廃棄物処理の観点から求められる行動に努める必要があると考えております。特に廃棄物処理の観点において、国が示される各種の対策のうち、一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入や廃棄物最終処分量の削減といった内容につきましては、本施設において引き続き適切に取り組むべき内容と考えており、排ガスからの熱回収による発電設備の効率的な運転管理や安全かつ安定した焼却処理による焼却残渣の低減などに努めてまいります。 3 点目について、環境の森センター・きづがわは、木津川市及び精華町内から排出される可燃ごみを適切に焼却処理する施設として設置をし、本組合において管理・運営しています。したがって、本組合においてごみ分別等に係る方針を示すものではなく、構成市町において本施設で焼却処理するものを決定され、その方針に従って分別・搬入される可燃ごみを適切に処理してまいります。 4 点目について、本施設の供用開始後、令和 5 年度までの事業系一般廃棄物の搬入量の動きにおいて、増加傾向を示す部分も見受けられます。現時点におきまして、この動きに係る詳細なご説明をさせていただくまでの分析等には至っておりませんが、少なくとも令和 2 年以降におけるコロナ禍による影響等は多分に含まれているものと考えております。いずれにいたしましても、本組合構成市町である木津川市、精華町におかれましては、個人、法人を問わず、区域内における廃棄物の減量を目指した取組を進められているところであります。本

谷口管理者 つづき	組合といたしましても、搬入ごみを直接確認する展開検査や、場合によっては、悪質とも考えられる不燃残渣の展示による注意喚起などを行い、必要に応じて構成市町の広報紙への掲載等もお願いしてきたところでございますので、引き続き構成市町と協力しながら取り組んでまいります。 5点目について、本年度におきましても、休日を利用した施設見学会を実施したいと考えております。現時点におきましては、本年3月下旬の日曜日、日中の時間帯において、昨年度と同様、本施設の紹介ビデオの上映や職員による説明対応等もできる形で、主に見学通路を自由にご覧いただけるようなものを検討しているところでございます。引き続き詳細等を整理し、開催案内につきましては、昨年度と同様、本組合ホームページでの周知はもとより、構成市町の広報紙にも掲載していただけるよう依頼する予定でございます。 6点目について、現時点におきまして、ご提案いただいたような動画の作成などは考えておりませんが、ホームページなどを通じ、一定の紹介等はさせていただいているものと考えております。引き続き様々なご意見等もお聞きしながら、ホームページの充実等に努めてまいりたいと考えております。 以上でございます。
森田議長	再質問ございますか。 宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	それでは、再質問をいたします。 今日お聞きしていることは、これまでも聞いていたことを少し整理した内容になっておりますので、これまでの答弁いただいたものと重なる部分があるかというふうに思いますけれども、1つ目に聞きました計画策定であります。環境省のホームページを見ますと、都道府県だとか市町村なんかでは多くのところで実施をされておりますが、確かに一部事務組合だとか広域連合のところでは令和5年10月時点で見ますと42%ということで、そう多くはないんです。しかしながら、やっていないわけではない。 先ほどの答弁では、温室効果ガスの削減に努めていくと答弁されましたけれども、やはり具体的な目標を定めてどのようにしていくかということをするためには、計画をつくっていく必要があるのではないかというふうに思いますのでその点で、今は予定はないという答弁でありましたけれども、目標を定めて削減するためにもつくるべきではないかというふうに思うんですが、その点再度お聞きをいたします。
森田議長	答弁願います。 事務局長、どうぞ。

松井事務局長	事務局長でございます。ただいまのご質問にご答弁申し上げます。 ただいまご指摘のありました計画に関しましては、ご紹介もありましたように一部事務組合のほうでは全国的にもまだ低い状況と。私どもも、現時点では先ほど管理者から答弁いたしましたように、予定はございません。 その中で目標をとということでございますが、私ども、この施設につきましては、一般廃棄物の焼却処理という特定の決まった業務、それから、この施設の管理ということで、この施設内の例えば電気でありますとか、そういった部分の温室効果ガスの排出に関与するような行動はいたしております。目標と一概に言いますが、例えば私どもの焼却施設につきましては、ごみの搬入量、これによりまして施設の稼働状態というのも大きく左右されるところでございます。現時点では年間計画に基づいて、適切な運転管理をしながら温室効果ガス、そういったものも排出しているわけでございますが、それらの全てのいわゆる行動にしっかり努めることで削減に対しては対応できているものと思えますし、それを一定の線を引いて、例えば数字幾つをというようなことは、なかなかそういった状況に応じて変わるものでもございますので、日々努めることがまずは大事ではないかなということで考えているところでございます。 以上でございます。
森田議長	宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	当然のこととして、それぞれ木津川市や精華町、それから事業系の一般廃棄物の減量ということをそれぞれの構成市町が取り組むことが前提にはなってきます。と同時に、そうしたことを進めていくためにも、このきづがわの森がそうした温室効果ガスの削減の目標を定めることが構成市町との間でも必要になってくるのではないかというふうに考えます。 先ほど管理者の答弁やこれまでもありましたけれども、ごみ発電を行っているからそれが温室効果ガスの削減になっているんだということがありました。いわゆるプラスチック資源循環法というのが2022年4月から施行されて間もなく4年となろうとしておりますが、この法律はこれまでのプラスチックごみの焼却から資源化へ進める方針転換が行われたというふうに認識しているわけですが、管理者もそういうご認識に立っておられるかどうかお聞きをします。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 ただいまご質問でございましたいわゆるプラ新法と言われるもの、

松井事務局長 つづき	これにつきましては、資源循環ということで当然目的としてされているものですので、いろいろな意味合いが含まれていると思います。これを実践することによってごみの減量、これにもひいてはつながるといふものでございますので、単純にこれを目的にこれをとというよりも幅広い内容で定められたものと、そういうふう認識しておるところでございます。 以上でございます。
森田議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	その法律の審議の中で、先ほど冒頭の質問にありましたように、ごみ発電を行うよりもプラスチック類についてはリサイクルしたほうが削減効果が大きいというのが、これが政府答弁であります。だから、この法律の意味合いというのはそこにあるかというふうに思います。現実の問題としては、容器包装リサイクル法の問題や課題をそのままにしておりますので、その対応する自治体や当組合にはいろいろ負担等の点で課題はあろうかと思ひます。 この間取り上げております一括回収という問題、これはそれぞれ自治体が行うべき課題だということではありましたが、容器包装リサイクルごみと製品プラスチックごみなどを一括回収することが一部の自治体で今進められておりますけれども、それに対する費用負担の問題だとか、そういうことでなかなか進まない。ここには、国が法律はつくったけれども、それを推進するための手だてという部分のまだ弱点があることかというふうに思っております。ぜひともこのところは構成市町と相談をする、協議をする、そういうことが必要ではないかというふうに考えるわけです。当然のこととして、そうしたごみ焼却に関わる構成市町の担当課との協議というものは重ねられていると思ひますが、その中で、今指摘しているようなプラスチックごみの焼却等についてはどのように協議が進められていますか。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 私どもそれぞれ構成市町の担当課とは定期的に会議、いわゆる担当課長会議という名前のものを持つ場がございます。こちらにつきましては、基本的にはこういった定例会の前の議案の調整でございますとか、それからその間のいろいろ構成市町の動き、こちらの施設の動き、これの情報交換というのを目的にやっているものでございます。 現状といたしましては、このいわゆるプラ新法に係る分の特段の動きというのは構成市町ではまだ具体には起こっていないというふうな形でお聞きをしているところでございます。かつ、これに関して特段

松井事務局長 つづき	そういった担当市町との情報交換を持つ場を別で設定しているというのではなく、今は構成市町の動きをそういった形で逐次ご連絡いただきながら、今後いろんな形での調整が進んでいくものというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
森田議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	ぜひ具体的な、そうしたプラスチックごみをどういうふうにしていくことが温室効果ガス削減につながるのか、協議を進めていただきたいと思います。 その上で、事業系一般廃棄物についてであります。これもそれぞれ構成市町と協力をするのが大事で、とりわけそれぞれ市町にあります商工会など事業者団体と懇談協議する、そして、ごみ減量を進めていくにはどうすればいいのか、こういうことも必要かというふうに思います。この点で、こういう商工会などの団体と協議する、この提案についてはいかがでしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご提案につきましては、今、現時点で申し上げるとすれば、具体的な何か考えを持っているわけではございません。ただし、先ほど管理者からのご答弁ありましたとおり、当然この個人法人にかかわらず、区域内のごみの減量というのは構成市町で、これはもう非常に多大な取組をされているところでございますし、私どものほうでは受け入れるごみを適切に処理するということではございますが、事業計画につきましては動きは、やはり我々のほうが早くその動きというのは整理することができますので、そういったものを持ちながら、ただいまご提案ありました特定の商工会を、あるいは特定の事業団体をというような形での動きは考えているところはありませんが、貴重なご意見ということで承っておきたいというふうに思います。 以上でございます。
森田議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	ぜひよろしく願いをいたします。 そして、何よりもごみ減量を進めていくに必要なのは市民、町民の、住民の協力なしには進みません。しかしながら、実際に私たちの

宮嶋議員 つづき	生活の中では、私たちが目にしているのは、それぞれのおうちで出されたごみが決められた日に収集される、パッカー車に入れて持っていかれる。そこまでは目にすることはあっても、その後、可燃ごみについて言えば、ここでどのように焼却されているか、また、別のごみであれば、中間処理施設でどのように処理されていくかというのは目にすることがあまりないわけです。 だから、そのことを知っていただくことというのはごみ減量につながる１つだろうというふうに思います。そうした様子が分かる動画など、これは必要ではないかというふうに思います。もちろんこのきづがわの森が作ると同時に、それぞれの木津川市、精華町などの担当課のほうでもそうしたものを作っていただくということがあって住民の意識というのが高まるのではないかというふうに思います。 ぜひとも、先ほど動画というのは作る予定はないということでしたけれども、そうした、百聞は一見にしかずと言いますが、やはり直接見るということは大きな効果があるかというふうに考えておりますので、この点についてもぜひ計画をいただきたいと思います。 あとどれほど時間がありましたですかね。
森田議長	８分。
宮嶋議員	あと８分。ありがとうございます。 もうまとめたいと思いますが、温室効果ガスを本当に減らしていくというのは、これは地球規模の課題でありますと同時に、それぞれ我々身近なところでそういうことの努力がされなあかんわけです。しかしながら、実際の生活の中では、プラスチック製品やプラスチック容器というものが大量生産をされ大量に流通をする、そしてそれが消費されていくという現実があります。これをなくしてこそ、温室効果ガスを減らす一つになっていくだろうというふうに思います。ごみ問題の課題もそこにあるというふうに思います。それゆえにこの問題を取り上げているわけですが、この組合も、ごみによる環境への負荷を減らすということと、同時に財政的な負担をなくするという立場も必要になってこようかと思います。 しかしながら、それをするには、先ほども言いましたように、市民そして町民、住民の力を合わせてこそ解決の道が出てくるんだろうと思いますので、そうした努力をしていただきたいと思います。その１つが今日、温室効果ガスを減らすためのプラスチックごみの削減にどういうふうに取り組んでいくかという問題提起であります。 改めて再度、今日の問題提起をしたことについてのご答弁をいただけたらありがたいと思います。
森田議長	事務局長。

松井事務局長	事務局長でございます。 ただいまご質問いただいた内容で、もう国全体で今取組を進めておる温室効果ガスの削減と。それを目指して、我々もこの木津川市、精華町のごみを焼却処理するという廃棄物処理の大切な役目を担っている施設、それから一事業者、それらの立場をしっかりとわきまえて、踏まえながら、我々も廃棄物の減量でありますとか温室効果ガスの削減でありますとか、こういったことについては、しっかりと事業者としての立場をわきまえながら取組を進めていきたいというふうに考えております。 以上でございます。
森田議長	宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。
森田議長	以上で一般質問を終わります。 次に、日程第４、議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。
谷口管理者	それでは、議案第１号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑に単一化されることから所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	簡単過ぎるんですが、刑法改正の概要について、どういう趣旨でこの刑法改正は行われるのか。 また、附則第４条のところで「（死刑を除く。）」という文言が入っていますが、これとの関係について分かりやすくお答えください。

森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 まず1点目、刑法改正の趣旨という部分でございますが、こちらにつきましては、いわゆる懲役、禁錮、これが拘禁刑というものにまとめられると、単一化されるという内容でございます。それぞれ従来は懲役刑、それから禁錮刑として、いわゆる刑務作業を義務づけられるもの、それから、そういった義務のないもの、そういったもので、いわゆる法律の上で言い渡される名称によって条件が変わっていましたが、今回の法改正によりまして、それらが「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」と規定した拘禁刑、これに単一化されるというような法の改正の趣旨でございます。私どもの条例のほうにはそういった言葉がございますので、その言葉を改正していくというものでございます。 それから、附則の第4条の部分でございますが、これについては死刑という部分でございますが、第4条、この条例の施行前に犯した、その以降の文章で死刑を除くとありますので、これにつきましては、国の改正案、それから構成市町の状況、それから、これにつきましては検察庁との協議も必要でございましたので、検察庁との協議も踏まえた上でこのような表現とさせていただきます。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員。
佐々木議員	ちょっと説明になっていないんですけども、なぜ死刑は除かれるんですかとお聞きをしているんで、今説明が、答弁があった検察庁協議をしたのであれば、検察庁から説明があったはずですよ。それは。この文言を入れてくださいという話があったわけでしょう。今の話を聞いている範囲では。ということは、検察庁がちゃんと説明をしているはずなんです。使いじゃないんだから、言われたからはいではなくて、当然これは今日の議会に提案されるわけですから、なぜこの文言が入るのか。要するに、拘禁刑に関することを今回整理するという話があったわけですね。それは分かるですよ。死刑は拘禁刑ではないけれども、じゃ、なぜわざわざここで死刑を除くという文言が入るのかですよ。拘禁刑の扱いを変えるだけの法律改正なのに、拘禁刑ではない量刑をわざわざ除くという文言が入る趣旨がいまいち分からないと言っているんです。もうちょっと理解に苦しむ。 それから、先日の議会運営委員会で、この法改正の施行日については、今日、ちゃんと法改正施行日と今回の条例の施行日の関連性については説明いただけるという話だったんですが、それは再度説明をお願いしたいと思います。2点目ね。

佐々木議員 つづき	よく分からないのは、附則第2条の1行目にある「行為の処罰については、なお従前の例による」。この施行前にした行為のことを言っているのか、処罰のことを言っているのか、これはどちらのことを意味するのでしょうか。つまり、この附則の第2条だとかいったようなことは、恐らく経過措置的な条文だと思うんだけど、その関連性が分からないんですよ。第2条、3条、4条の関係、附則の。この第2条、3条、4条が何を言っているのか。いつの時点の行為に対してこうするよ、いつの時点の処罰に対してこうするよというのが読み取れないんです。しかも、その第2条第2項の下から2行分、「当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする」というのはどういう意味なのか。 第3条の関係で言えば、「他の条例」というのは何を指すのか。3行目、「人の資格に関する法令」についてというのは今回のこの条例案とどう関係があるのか。 第4条関係ではさっき申し上げたように、2行目からあるような「条例の施行前に犯した禁錮以上の刑」ということがあるわけですけども、その時系列の関係。要するにいつ、行為の時点、日を指しているのか、処罰の時点を指しているのか。なおかつ、さっき申し上げたような有期拘禁刑だとか他の条例とか、何を指しているかよく分からないわけです。これ全てトータルでお願いできますか。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 まず1点目、死刑の部分といわれる部分、これにつきましては、私ども、先ほどと同じ答弁になりますが、国のほうで法改正が示されて、条文を整理する際にそれぞれ国のほうから来ている通知等も確認しながら、この部分については死刑を除くという表現で扱うべきものというふうな認識で検察庁のほうに協議をかけて、これは特段に死刑についてどうなんだという、ただいまご質問があったような趣旨での検察庁へのいわゆる我々からの依頼というのもしておりませんので、検察庁からの見解というのもいただけていないところでございます。ですので、来たものをそのまましたのかという部分でございますが、これについては、その法の趣旨の中でなぞらえて、同じものの表現とさせていただいているところでございます。 それから、施行日の関係につきましては、確かにこの定例会に係る議会運営委員会を開催いただいたときにご指摘を受けてご説明もさせていただきました。私どもの勝手な解釈でございますが、その議会運営委員会の場で、それについては適切ではなかったので今後対応させていただくと。今回のものについてはということで、議会運営委員会の場ではご説明させていただけたものと認識しておりましたので、この形でのご提案と本日のご説明とさせていただいております。

松井事務局長 つづき	それから、この条例の附則の第2条の1行目「この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による」。この文章、解釈をということでございましたが、この条例の施行前にした行為の処罰ですので、その前に行われた行為に対する処罰という順序での読み方になるのではないかということで、すみません、ご質問のほうをちょっとそのように理解しておりますので、行為なのか処罰なのかについては、この条例の施行前に行った行為の処罰ということでご理解いただけるかどうかというところかと思います。 それから、附則の第3条1行目「他の条例」、それから3行目ですか、「人の資格に関する法令」、これに関しては、今回はご提案させていただいている法律の施行に伴う関係条例の整理ということで新たな条例として整理をさせていただいておりますが、いわゆるこれに関わらないその他の条例、あるいはそれ以外で国のほうでも様々法令があつて、この禁錮、懲役、これに係るものの定めがいろいろございますので、それらの法令の規定ということでこういった文言を入れさせていただいているところでございます。 それから、もう一つは附則の第2条の下から2行目からですか。「当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする」。これにつきましては、拘禁刑の中のいわゆる短期、長期という有期、期日の定められたもの、こういったものの表現というふうに理解をいたしております。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	分かりますか。私、頭悪いんで分からないかもしれない。言っていることが分からないんです。正直言って。日本語の文字を言われているのは分かる。それは分かるんですよ。分かるんだけど、それがこの附則に入っている意味ですよ。必要だから入っていると思うんだけど、その必要性が理解できないんです。分かった方がいたらちょっと説明してほしいんですけども。 ということで、分かるようにちょっとお願いできないかということと、附則第4条で、戻りますが死刑を除くと書きちゃったら、この主語というか述語は、一番最後の「起訴をされた者とみなす」でしょう。恐らくこの文言から言うと。これで死刑を除くと書きちゃったら、死刑に該当する人は起訴された者ではないよとなりますよね。除くんだから。死刑以外の人は起訴されたものとみなします。簡単に言えばそういう文章でしょう、これ。要するに、条例施行前に犯した禁錮刑以上の刑の人は起訴されたものとみなす、けども死刑は除く。死刑の判決が出た方はこの起訴された者とみなさないと解釈できちゃうんですよ。だからお聞きしているんです。何でわざわざ除くという条項が、文言が入ってくるのかと。だから、要するに拘禁刑、従来の

佐々木議員 つづき	懲役、禁錮、これ以外の者を排除するためにあるのかとも思えるんだけど、今回２回の説明ではそれはよく分からないんですよ。だって、この条例が通ったら、運用するのは事務局ですよ。執行側でしょう。その執行側が条文の解釈を説明できなかったら適正執行できませんよと普通思うんです。それは。だからお聞きをしているんですが。こんなことがあったら困るんだけど、実際問題。あったら困るんだけど、あった場合、それは２つの意味があって、法を適切に執行するという立場と、もう一個は人権を守る立場があるわけでしょう。もちろん罪を犯した方は悪いんだけど、その方には人権があるわけですよ。その方の人権を適切に守るという２つの意味があるわけですね。法令の執行と対象者の人権を守る。だから、もし間違った運用をされたら、どちらかが適切に。よく使うじゃないですか。さっきの答弁でも適切に。どちらかが適切に成立しない恐れが出てくるわけですよ。だから、適切に法令、条例を運用するためには、ちゃんと議会の場で分かるように説明をしてもらわないとなかなかしんどいんじゃないですかということをお聞きしている。別に私、これ反対じゃないけれども、それは執行する側になるわけだから。 しかももう一遍、附則第３条の「人の資格に関する法令」と言った場合、例えばこれはもう幅広いじゃないですか。法律まで含まれるから。うちらが所管していないものまで含まれるからいいんだけど、この附則第３条の１行目の「他の条例」と言う場合、通常、このうちの組合の組織の中で他の条例と言った場合、うちの条例でしょう。まさかここで木津川市の条例を指しているとは思えないんだけど。うちの条例だと思うんですよ。うちの条例の中で他の条例と書く場合というのは。だから、じゃ、うちの条例で他の条例って一体何なのと聞いているわけです。何が、うちのほかの条例でどういう定めがあるのかというのが質疑の趣旨なんです。だから、適正運用するためにも、もうちょっと正確にお願いできますか。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 まず１点目、附則の第４条、３行目の「（死刑を除く。）」の部分でございます。こちらのほうにつきましては、先ほども言いましたように、検察庁から公式な見解を聞いたであるとかそういったことではございませんので、現時点でのこちら事務局での理解でございますが、おっしゃっていただいたように、この部分は死刑を除いております。今回の刑法等の一部改正の法律の施行に伴う条例の整理の内容につきましては、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑にという部分の規定でございますので、附則第４条の一番最後にあるような、それについては「拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者」とありますので、死刑はあくまでもこの扱いとは別物ということでこの死刑を除く

松井事務局長 つづき	という表現が入っているので間違いないのかなというふうに考えているところでございます。 それともう一つ、附則の第3条ですね。こちらの1行目にある「他の条例」、これはおっしゃっていただきましたように、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例、これは私どものほうで定める条例というのが当たってくるのかなと思っております。今回の改正につきましては、条例につきましては、第1条と第2条、それから第3条と複数の条例がありまして、それぞれ関与する部分を改定しておりまして、今回の改定につきましてはこれ以外のものはございません。この部分につきましては、もうあとは言葉の話になりますが、これも法改正等につきましてはいろいろと国から示される資料なんかを見ながら、表現としてこのような状況でございましたので、他の条例という言葉は取ることなく残しておく。ただし、今回の提案では現状、現在我々のほうで規定している条例については全て網羅していると、このような状況にあるものでございます。 以上でございます。
森田議長	いいですか。 ほかに質疑ございませんか。 (なしの声) なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	賛成討論を行います。
森田議長	どちらですか。
佐々木議員	賛成討論です。
森田議長	ちょっと待って。 反対の方いらっしゃいますか。 (なしの声) なければ賛成討論を。 佐々木議員、どうぞ。

佐々木議員	これは法令の改正のものですから、反対はしません。しかし、さっきるる質疑をさせていただいたように、この条例施行に伴って関係する人が出てきた場合、もう一遍繰り返しになりますが、法の執行及び該当対象者の人権擁護という観点から、かなり厳密かつ慎重な運用が必要になってくる条例であります。 例えば先ほどの答弁からすれば、附則第４条の２行目から３行目「（死刑を除く。）」と書かずに、その説明を率直に聞けば、条例の施行前に犯した懲役及び禁錮の刑で済むわけなんですね。実際問題、禁錮以上の刑というのはそれしかない。それと要するに死刑しかないわけだから、それ以上というのは。わざわざ死刑を除くと書かないで、いわゆる今回の対象になる現在の懲役と禁錮というふうに書けば極めてスムーズに素直に解釈ができることになりますが、今回そうはなっていません。これらのことに対し、今後こういった刑を伴う条例というのはあり得るわけですから、かなり真剣にこれは取り扱わなければなりません。 以後、そういった意味では、ちゃんと検察庁協議についてはしっかりと納得ができるような協議をしていただいて、またそれによって執行も適切にできるようなことを求めて賛成討論といたします。
森田議長	ほかにございますでしょうか。 （なしの声） なければ、これで討論を終わります。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 （賛成者起立） 起立全員であります。 したがって、議案第１号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。 次に、日程第５、議案第２号「木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。
谷口管理者	議案第２号、木津川市精華町環境施設組合職員の勤務時間、休暇等

谷口管理者 つづき	に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	1点目は、第9条第2項の「小学校就学の始期に達するまで」というのは具体的に何月何日とか、いつのことを意味するんでしょうか。 2点目は、第16条の3、新しく追加をされた条項だと思うんですけども、第16条の3にある「介護両立支援制度等」という制度や措置というのは具体的に何を指すのでしょうか。 3点目は、第16条の4の(1)、(2)、(3)、これをやろうと思ったら、財政面及び人的な面で何らかの措置をしなければ、この第16条の4というのは執行できないと思われそうですが、具体的にこの第16条の4に関する(1)、(2)、(3)の財政的な予算措置だとか、また人的な補充というか誰を充てるとかいったようなことというのは既に決定をして措置が、要するに4月1日でしょう。施行日、来年度からですね。ですからもうすぐなので、これは4月1日から、そういった意味でこういう制度なりシステムというのは構築できてスタートするということなんでしょうか。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	ただいまのご質問、まず1点目、第9条第2項「小学校就学の始期に達するまでの子」、この日でございますが、こちらにつきましては、小学校就学の始期という表現でございますので、いわゆるそれぞれのお子さんが就学決定をされた、その初日という形で認識をいたしております。 それから、第16条の3でございます。こちらの「介護両立支援制度等」とございますけれども、こちらのほうは、それぞれその上に「仕事と介護との両立に資する制度又は措置」とございます。で、それをその下、「その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告」となりますので、私どものほうの組合のほうで今現有しているこういった仕事と介護の両立に資する制度、例えば介護の休暇でありますとか、そういった制度に関する内容、これを包括して介護両立支援制度等という充て方をいたしております。

松井事務局長 つづき	それから、第16条の4のそれぞれ各号に示すものについては財政措置がなければというお話でございましたが、まず、この第1号に關しましては、先ほど言いました介護両立支援制度等に係る研修の実施、第2号につきましては、それに関する相談体制の整備、それから、第3号が勤務環境の整備に関する措置とありまして、例えばおっしゃっていただいたように勤務環境の整備に関する措置、こういったものについては、何かしらのいわゆる新たなことが必要になってくる場合もあるかと思ひます。 その第1号、2号、研修あるいは相談体制につきましては、現状私どものほう、施設課と総務課、この2つの課がござひますが、これがそれぞれ、いわゆる総務課のほうがそういった相談窓口になってこようかと思ひておりますが、これについては整備ができてゐると。 その他勤務環境の整備に關しては、実情、いろいろな状況、本人からの申告があつて、今現状でも、例えばですけれども、御一方が休暇も取れないほどこちらで勤務を続けておられるという状況でもありませんので、これにつきましては状況を見ながら対応していくべきものと思ひておりますが、現状ではそういった申告があつた場合は、一定の相談体制あるいは対応というのは組めるというふうには認識しているところでございます。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	じゃ、ちょっともう一遍追加で確認しますけれども、第9条第2項の關係というのは、先ほどあつた就学決定の日とおっしゃいましたので、これはあまねく全ての子供ということでもいいのかどうか。つまり、日本国籍以外の子供もこれは含まれるという理解でいいのかどうかですね。 第16条の3に關しては、今の答弁を踏まえれば、既に本組合では制度があると。いわゆる条例上の仕組みはあるという理解をさせてもらひます。 ただ、第16条の4に關しては、(2)に關しては、今答弁があつたように総務課が対応するという話として理解をしますが、(1)については、これはやっていると理解していいんですか、従来から。従来から職員に対する介護両立支援に關するどんな仕組みがあるよ。ここに書いてあるように、もし必要な場合は相談してねとか、遠慮なくそういう施設もあるから使つてねとか、それは別に恩恵でなしにちゃんと皆さんの權利ですよとかいったような、そういう趣旨の研修のことを多分指していると思ひんですが、これは既にやっていると理解でいいのか。それとも今後定期的に、年1回か2回は別にしても、定期的にこれをやっていくという話になるのか。その場合に先ほど申し上げたように、予算措置がなくてできるものなのか。要するに内部

佐々木議員 つづき	で内輪でできるものなのか、やっぱりしっかりとこの分野に詳しい専門家の方をお呼びしてそういうお話を聞くほうがいいのかという話にもなってくるわけですから。この点は、要するに新しい条項をつくるわけですよ。新しい条項をつくるということは何らかの措置をしなければこの条項が生きない、活用できないとなってくるわけですから。だから、本組合が既にこの第16条の4について全部、条例がなかったのに先行してやっていたというんであればいいんだけど、条例がなくてやっていたのは、逆にそれは法治国家的に言えば変な話になるわけですから。その辺については、これは今日、来年度予算の審議をしますけれども、この研修というのは経費が組まれているという理解をさせてもらっていいのかどうか。4月1日だからね。 少なくともちょっと答弁で気になるのは、今いないからというのは、それは言っちゃ駄目なんです。今いないからこの条例を使う可能性は低いというふうに聞こえちゃうから。今なくなつて4月1日以降もしかしたら可能性があるわけですから。それはやっぱり条例をつくる以上、今いないからというのはそれはやっちゃいけない答弁ですから。しっかりそこは条例提案されている以上、この条例がしっかりと執行できるような体制というか、そういう心積もりでやってもらわないとそれはよくないなと思いますので、その点どうでしょうか。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	ただいまのご質問につきまして、まず1点目、対象となる子はいわゆるあまねくと、国内全てということかということでございますが、ちょっとすみません、全ての制度まで全部はちょっと把握しておりませんが、私どもといたしましては、これにつきまして、今、この改正後でいくと第9条第2項で「職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には」ということですので、これに該当する場合は全て対象という形で認識をいたしております。 それから、第16条の4の関係です。 まず、第1号の職員に対するその制度に係る研修の実施と、これを今やっているのかという部分でございますが、それぞれちょっと事業所の規模によりまして、その研修をどういうふうにしていくかというのは、やり方というのは変わってくるのかなと思っております。実情といたしまして、私ども現状の人員あるいは組織体制でいきますと、なかなか別で研修というのを1つカリキュラムみたいなのを組んでやるというのはちょっと現実的ではないかなと思っておりますので、いわゆる個別の周知あるいは少人数体制での随時の周知、これを研修と充てさせていただくというような実際のやり方にはなつてこようかと思いますが、そういったことで実施はしていこうと思っておりますので、特段の予算等は考えていないところでございます。今やっているかどうかと言われますと、今は現状のいわゆる制度、これは各職員が

松井事務局長 つづき	それぞれの制度については熟知していると思いますが、この法制度にのっとって改めてこちらからお知らせをするというのは今まではやっておりませんので、今後の話ということになってまいります。 それから、最後にありました今いないからという部分につきましては、申し訳ございません。ちょっと言葉足らずだったかもしれませんが、今実際に現状にはおらないという状況ではありますけれども、今もしもこの制度にのっとって、おっしゃっていたように何人こういう申請が上がってくるかというのは正直読めていない部分もございますが、一定のこういった部分については、まず、第一義的には対応はできるものと考えておりますし、それによってどうしても体制の整備が必要な場合は早急にその対応を行うということで考えてございますので、ちょっと予防的にこれについて拡充をしたりとかというところまでの検討はしていないというところでございます。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	これも細かい点を申し上げて申し訳ないけれども、第16条の4というのは恐らく、私は立法を担当していないから経過は詳しく知りませんが、恐らくこういうことがされていない現状があるから新設条文として出てきた可能性が高いわけですね。そういう考えが普通なんです。今できていたらわざわざ書く必要ないわけで、できていないから、別にうちだけじゃないですね。全国的に見て、できていないからこういう条文が出てきた可能性が高いという点で考えなあかんということですね。 しかも、第16条の4というのは、本文というか、本条で一番最後の語尾は「講じなければならない」ですよ。義務規定ですよ。努めなければならないじゃないですよ。講じなければならない。義務規定なんです。だから、1、2、3はやらなきゃあかんですよ。やらんでもいいという選択肢はないんですよ。この条文から普通に解釈すると。ただ、今の答弁を聞くと何か独自で、だから独自でやるかどうかは書いていないから、例えば小規模の事業所の場合はその業界が集まって、例えば全員が行けないから2交代か3交代で、例えば年数回やっているところに、都合がいい会場に交代で研修に行くというのもやっておられることがあるから、それは1個の方法として、全ての事業所が単独でやらなあかんとは書いていないから、それはいいと思うんだけど、少なくとも今の答弁を聞いていると、やらんでもいいみたいな雰囲気になってしまっている。提案条文は講じなければならないなんです。だから聞いているわけです。義務規定なんだから、4月1日以降これがちゃんと。4月1日すぐにはちょっと別にしても、例えばこの当初予算に組まれてて、さっき申し上げたような業界と一緒に研修会を合同でやるみたいなことが想定されていますという

佐々木議員 つづき	のがあったら、それはそうだよという話になるわけですよ。説明があったのかも分かりませんが、私にはそう聞こえてこなかったの で、この第16条4の講じなければならないというのはもう理解を された上で、来年度4月1日以降にはこれに必要な措置は講じられる ということによろしいですね。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 おっしゃっていただきましたように、第16条の4につきましては、 は、ならないという義務規定でございますので、私どもについては、 守らなければならないものというふうに認識をいたしております。 以上でございます。
森田議長	ほかに質問ございませんか。 松田議員、どうぞ。
松田議員	確認をさせていただく意味でお尋ねをします。 経過措置の第2条というのが最後のほうにあるんですけども、 「施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行う ことができる」というふうに書いていただいておりますので、これに ついて、4月1日が施行日になっているんですけども、それ以前で あっても、規則で定めるところというふうに書いてあるんですが、この規則 というのはいつ頃策定をされるのか。それで、施行日前いつぐらいか ら当該の請求ができることになるのかということをやっと確認とし てお伺いします。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問でございますが、この今の附則の第2条、ページ でいいますと一番最後になろうかと思いますが、この条例第9条第2 項の規定による請求、これを規則にという部分でございますが、例え ばですけども、今現状で看護休暇の対象の方なんかでありましたら、 現在これの規則というのは既に定めがございます。それで、この 4月1日にこのような形で条例の内容が変わってまいりますので、当 然それに応じた形で同じくして規則のほうも変えていく予定といたし ております。 その規則においていわゆるまた新たなもの、これはちょっと我々組

松井事務局長 つづき	合単独でもそうですけれども、構成市町のほうの動きも見ながら、規則のほうはちょっと同じくのような形で整理をしていこうと思っ てはありますが、それでもしも万が一定めが変わった場合は、ここに書 いてあるとおり規則で定めることにより請求ができることになります。 ただ、現状は今の規則がございますので、この条例改正後、直ちに 規則の改正のほうに当たって、その規則改正がまとまった時点でこの 附則のほうもいわゆる適用になってくるといふうな形で、今、その 規則改正の日付、改正の内容については、まだ本日現在では決まっ てはおりません。 以上でございます。
森田議長	松田議員。
松田議員	了解しました。
森田議長	ほかに質疑ございませんか。 (なしの声) なければ、質疑なしと認めます。 討論を行います。 討論ございますか。 (なしの声) 討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 (賛成者起立) ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第２号「木津川市精華町環境施設組合職員の勤務 時間、休暇等に関する条例及び木津川市精華町環境施設組合職員の育 児休業等に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可 決いたしました。 ただいまより５５分まで休憩といたします。 (１０：４３) 《休憩》 (１０：５５)

森田議長 つづき	ただいまから再開します。 次に、日程第6、議案第3号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。
谷口管理者	議案第3号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。 令和6年8月8日の人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴いまして、本組合におきましても、諸手当及び給料表につきまして所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございませんか。 宮嶋議員。
宮嶋議員	宮嶋です。 まず、扶養手当であります。扶養手当のうち、配偶者手当のみ受け取っておられる職員というのがおられるのか。今回の場合、減額し、さらに廃止ということになりますので、不利益を受けることへのご理解、ご理解なかなかいただけないわけですが、そういう努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうかということ。 それから、管理職員の特別勤務手当の支給時間帯の拡大、また支給対象職員の拡大であります。23年度、令和5年度の決算を見ますと1万4,000円の支出がありました、これに関して。改めて聞くわけですが、これ、どのような事柄による支給だったのか。今回の改正では、どのような場面でこういう手当の拡大が想定されるかについてお聞きをします。 以上です。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 まず、1点目、配偶者手当の関係でございます。ちょっと私ども組合職員、人数も少のうございますので、個別の回答という形ではないですが、これについては、配偶者のみの該当者というのは、当然、あり得ます。今回のこの給与条例の改正につきましては、事前に職員組

松井事務局長 つづき	合のほうには話をさせていただき、この内容でご理解を賜っているところでございますし、職員のほうも内容については、こういう形での提案というのは理解をしているところでございます。 それから、管理職の特別勤務手当の部分でございます。これは、今回の提案につきましては、議案書の一番最後のページに参考資料というのをおつけさせていただいておりますが、これの（４）こちらになります。今回の内容につきましては、平日の深夜勤務に対する対象の拡大でございますが、過去にこの内容で予算のほうで支出というのがございましたが、その部分につきましては、休日とか祝日の勤務に対して管理職に手当を出したというのがございますので、この深夜に関して該当するというものではなかったというものでございます。 以上でございます。
森田議長	ほかに質疑ございませんか。 （なしの声） なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。 （なしの声） 討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 （賛成者起立） ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第３号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件は、原案のとおり可決することに決定しました。 次に、日程第７、議案第４号「木津川市精華町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。
谷口管理者	議案第４号、木津川市精華町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。

谷口管理者 つづき	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。
森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑ございますか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	提案説明がないので聞かなきゃならないんですけども、この関連の法案の審議とかの資料を読ませてもらうと、簡単に言えば、精算払いに変更すると読めるんですよね。従来は、例えば旅費、どこかに出張等で行く場合というのは、財務規則等で、いわゆる前渡金、仮払金というやつですね。前もって渡しておいて、概算で。それで帰ってきたら、実際に執行した、支出した額と精算するという方式を、今回これ読む限り、前渡金ないですよ。一旦立て替えてもらって、実績払いだけ請求してくださいよと見えるんですが、そういう趣旨の改正でいいかどうか、大ざっぱな話、というのがまず1点あります。 その上で、第2条の（4）の追加内容の理由がよく分からないんです。特に「旅行役務提供者」というのは何を指すのかがよく分かりません。旅行業者は分かりますよ。分かるんだけど、「旅行役務提供者」というのは一体何を指すのかも含めて、第2条の第4号の理由についてお聞きをしたいと思います。 第3条の第6項について、さっき、冒頭、1点目で申し上げましたように、そうなった理由ですよ。つまり、第3条の第6項というのは、現行では出発前にと書かれているのが、それがそうではなくなったというところの理由についてお聞かせをください。 第4条の第5項と第5条の第2項には「できるだけ速やかに」という文言が入っているんです。この「できるだけ」というのが法令用語としてはむちゃくちゃ曖昧な用語になっちゃうわけですね。「できるだけ」とは一体どの程度の日数を言っているのかという点です。 その関連でですが、例規集の520ページ前後に財務規則がありますね、組合財務規則があって、そこの第97条とか98条だとか、じゃなくて、これは違うかな。いったようなところも含めて、幾つか条項があって、一定のルールがあるんですが、今回、冒頭申し上げたようなこの旅費に関する考え方、精算の考え方ががらっと変わったら、この財務規則のほうもいらわないと、この条例改正に適用というか、齟齬というか、フィットしなくなるのではないかと考えられるんですけども、今回財務規則のほうは変えるのか変えないのか、変えたとしたらどこをどう変えるのかという点があります。 ということと、あと、第12条関係で、これもいろいろ調べていてもよく分からないんですけども、鉄道賃の中で（1）から（5）まで書かれているんだけど、相変わらず（2）に「急行料金」とい

佐々木議員 つづき	うのが入っているんですね。今、急行ってほぼないんですよ。ほぼ全滅に近い状態になっている、ＪＲに関しては。ＪＲに関してはなっています。この解釈としては、多分、恐らく、昔でいう急行料金、それから特急料金のことをいうのかもしれないけれども、この辺の解釈が一体どう解釈するのかですね。という点について、時代というか、今の情勢に合っているのかどうかという話にもなりますが、その辺についてトータルでお願いをしたいと思います。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 まず１点目、この今回の改正によって前渡金の制度、これはなくなったように見えるという話でございますが、先ほど財務規則の関係等も絡めてのお話になろうかと思いますが、今回はあくまでも旅費の金額でありますとか、その名称でありますとか、手当の内容、これを変更するのを主目的といたしております、こういった旅費の支出の方式の変更というのは考えてございませんので、それは従来どおり。ただし、お支払いする額が、例えばこれまでは定額であったものを前渡金でお支払いしていたとか、ああいう部分については、事前の申請等によりまして決まった金額、いわゆる実費額、これを支弁するという形に変えるものでございます。 それから、第２条の（４）「旅行役務提供者」につきましてですが、ご質問にもありましたが、いわゆる旅行者と思うという話でございますが、私も認識としては旅行、いわゆる、我々の言葉で言うなら旅行者と言われるものが一般的ではないかなと思っております。今回の改正に当たりましては、国の示された内容等も、それから構成自治体のほうの今の動き、市町の動き、これも確認しながらのところですが、言葉ではパック旅行という言葉が使われたりもするんですが、そういったものの種類として包括宿泊費というのを設定いたしました。これを取り扱うのがこういった旅行者になりますが、これも国等が示される例文等なんかを見ておりますと、この「旅行役務提供者」という形での整理をされておるといのがございましたので、それを倣ったというところでございます。 それから第３条第６項、「その出発前に」という部分でございますが、今回、旅費を見直すに当たりまして、従前からそういった改正がなされていないというのは、経過は分かりませんが、ちょっと文言等で、国が示される例文、あるいは構成市町が定めておられる条例、こういったものどちょっと文言等が不一致しているところなどもございましたので、そういったものも、今回、この際ということでいろいろと整理をさせていただきました。今回、この「出発前に」が取れておりますが、これも「次条第３項の規定により出張命令等の変更を受け」というふうになっておりますが、これで取扱いとしては特に大き

松井事務局長 つづき	く変わるものではないというふうにご理解いただければと思います。 それから、第5条第2項のほうにでしたか、もう一つありましたが、そちらのほうにある「できるだけ」という部分でございますが、これもいわゆる文言の整理ということで整理をさせていただいたところでございます。特段大きな取扱いを変更するという思いはございません。この「できるだけ」がいつまでだという部分につきましても、いつからいつまでというような明確な規定をここでしているわけでもございません。 それから、財務規則の関係は先ほど申し上げたとおりでございます。こちらは変更する予定はございません。 第12条の急行料金につきましても、言葉の置き方と思われます。私どもも、その特急料金というのはこの条例を改正する際にいろいろ考えてもおったんですけれども、いろいろ例文を見る限りでは、この急行料金という形で扱っておられる、おるところが多いといえますか、問題がないだろうということもございまして、いわゆる別途払う部分については、どこでどのような料金発生するか、全国的に網羅しているわけでもございませんので、それになぞらえて急行料金という形で置いたということでございます。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	じゃ、前渡金は廃止をしないとなったんだけど、先ほど質疑させていただいた、第4条第5項と、それから第5条第2項、「できるだけ」という条例上それが入ってくるんだけど、一方では、財務規則の第100条には、「資金前渡を受けた者は、精算書を作成し、証拠書類を添え、要件終了後5日以内に」飛ばしますが「会計管理者に提出しなければならない」となっているんです。だから、規則では、一応原則的に5日間だよということをうたっているわけなんです。規則の上をいく今回の条例改正の条例では「できるだけ」という文言が入ってきてしまって、今、局長答弁あったように、日付は想定していない。となると、会計管理者さん、規則を変えなきゃならないんじゃないですか。規則のほうが基本的に下ですから、条例に反するような規則があってはならない。答弁が明確な日付は関係ないとおっしゃったわけだから。では、この財務規則第100条も「できるだけ」という文言に変えなきゃならないということになるんですよ。 だから、私、気になっているのは、さっきも申し上げたけれども、法律改正等もあって改正するのは、それはいいでしょう。いいんだけど、従来自分たちが持っているほかのルールとの整合性のチェックができていないんじゃないかと思うんですよね。だから、会計管理者も、その立場としては、いや、財務規則には5日になっていますよと言わなきゃ、この条例改正が議題になったときに。でないと、悪いけ

佐々木議員 つづき	れども、仕事しているようにならないですよ、それ。だから矛盾するから聞いているんです。どっち優先するのか。条例で、できるだけ、いつでもいいよにしておくのか、今の現行の財務規則どおり、5日以内という明確な日数が書かれているわけですから、こっちを採用するんだったらそれはそれでいいんですけれども、どうされるんですか、ここ。でないと、これ、お金のことだから曖昧にできないじゃないですか。条例はいつでもいいよと言っておいて、財務規則は5日と言っておくというね。要するに、本人なりまたは管理する側、局長なり会計管理者なり、または管理者なり、管理する側から言ったら、言われたら困るでしょう。それ突かれたら困るわけですよ。明確にしましょうよ。どっちで運用するんですか、これは。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 ただいまのご質問あった部分につきましては、ちょっと今のご質問の中だけを言いますと、今回、我々条例改正を行う部分についてのいわゆる出張命令等に係る表現と、それから財務規則の、今、第100条というのを例に挙げていただきましたので、前渡金の精算と、いわゆる事後の手續という部分につきましては、必ずしも全て一致してリンクしている部分ではないのかなというふうにも思っております。 それらの変更について、今回、言葉の見直しというのもしました。ご指摘ありましたように、申し訳ございませんが、私どもといたしましても、できるだけこの例規は提案する際に全て見直しをかけて、過去の文言が残っておったりというようなものは、そのときに合わせて、文言とかもできる限り、我々これ一部事務組合で構成市町がございますので、構成市町と整合を取るような、組合だけ突出した形にならないようなことを意識しながらやってきたところでございます。ですので、今回のこの旅費条例の出張命令簿等に係る部分の「できるだけ」という部分に関わって、この財務規則にあるその日付、これとリンクしてどちらも同じように整理していくとかいう部分については、今は考えているところではございません。 ただし、ご指摘いただきましたそれぞれチェックしていく、あるいは必要に応じてしっかり変えていく、こういうのは適宜やっているところでございまして、全て十分ではないところ、確かに今後も見つかるかもしれませんが、それにつきましては、発見次第、発覚次第、適宜しっかりと見直していきたいというふうに考えてございます。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。

佐々木議員	一番最初質疑させてもらったように、前渡金を原則廃止するのであればという説明であるんだったら、この第100条は関係なくなるからいいと思ったんですよ。ところが、1回目、2回目の質疑の中で前渡金を廃止しないという答弁、残すという答弁が出てきたから、そうなる財務規則第100条が生きてくるんですよ、今度は。生きてくる。前渡金の精算規定だから、第100条というのは。これは2つ書かれているんです。さきほど申し上げたように、5日以内に提出せよということと、それからもう一個、後段のほうで、常時必要する前渡金、だからこれは多分日常業務に使っているような、例えば1か月単位の前渡金だと思うんだけど、その場合は余裕があって、翌月の5日までに手続をしろと。つまり、日常業務のお金、前渡金に関しては1か月単位でいいよといっているんです、後段で。でも、今、提案されている旅費規程というのは、日常業務ではないでしょう、普通。臨時的な、出張とかいうのは臨時的な行為だから、業務だから、どちらかというところの前段部分が該当するわけです。さっき申し上げた、もう繰り返しますが、業務が終わった5日以内というこっちが適用されるわけですよ。旅行というのは。旅行というか、出張とかいうのは。だから、前渡金を廃止しなくなった場合、この第100条が生きてきちゃうよと。生きてくるのに、なぜ条例のほうを「できるだけ」という曖昧な表現にしておいて、規則を変えないんだと言っているんですよ、これ。 会計管理者、どうします、それ。どっちで、実際に運用されるのは会計管理者でしょう、これ。職員との関係で、要は条例にできるだけと書いてあるから、別に1週間、10日でいいんじゃないかと言われたらどうしようもないでしょう。強く迫れませんよね、5日以内ということ。私、がんじがらめにしようと言っているわけじゃないですよ。でも、明らかに矛盾するような規定があるんだったら、どっちかに統一しておかないと、今後の運用の混乱の原因になりますよ。 もう一遍最後に、どっちに統一するんですか。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	ただいまのご質問の、申し訳ございません。今の事柄だけを捉えますと、今回の私どもの条例改正において使っている「できるだけ」の文言については、出張命令簿等に係る部分でございますので、事前の手続というのが原則になります。 それから、財務規則にある、今、第100条に関しましては、前渡金の精算でございますので、「受けた者は精算書を作成し」と、これは事後の話でございますので、関わりがないかと言われればそうではないというものではございますが、必ずしも全てがリンクするものではないというふうに考えているところでございます。 以上でございます。

森田議長	ほか質問ございませんか。 (なしの声) なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。 (なしの声) 討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 (賛成者起立) 起立全員であります。 したがって、議案第４号「木津川市精華町環境施設組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。 次に、日程第８、議案第５号「令和７年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」を議題とします。 管理者から提案理由の説明を求めます。 管理者、どうぞ。
谷口管理者	議案第５号、令和７年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。 予算の編成に当たりましては、昨今の社会情勢等を背景とした人件費及び物件費等に係る価格の上昇などを踏まえるとともに、令和６年８月に発見し、現在、応急対応を終えている本施設に係る排水施設の速やかな復旧に向けた工事費など、引き続き円滑な組合運営と本施設の安心・安全な稼働に向けた体制の構築、また検査等を実施するための予算といたしました。 令和７年度の予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億９，８９７万円で、令和６年度と比較をいたしますと１億３５４万２，０００円の増額となりました。 まず、歳入でございますが、主なものといたしまして、構成市町からの分担金と負担金につきましては、合計で７億８万３，０００円、事業系一般廃棄物などの処理手数料につきましては１億８，３０４万円、余剰電力の売電料につきましては３，２００万円を計上しております。 続きまして、歳出でございますが、主なものといたしまして、環境

谷口管理者 つづき	の森センター・きづがわの運転に係るごみ焼却処理事業費として、さきに申しあげました排水施設の復旧工事費なども含め7億4,945万1,000円、フェニックス事業や廃乾電池処理などのごみ焼却外処理負担事業費として1,664万5,000円を計上いたしております。 以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。 なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 それでは、議案第5号、令和7年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算の補足説明をさせていただきます。 令和7年度の本組合一般会計予算の総額につきましては、先ほど管理者から提案趣旨説明がありましたとおり、9億9,897万円でございます。予算書附属資料に基づき、歳入歳出の予算の概要と事業ごとの歳出予算について、まずはご説明をさせていただきます。附属資料1ページをご覧くださいますようお願いします。 歳入予算について、款の区分ごとに前年度との比較を記載したものでございます。 前年度と比較し増減した主な項目といたしましては、分担金及び負担金につきましては、令和6年8月に発見し、現在応急対応を終えた状態にある本施設に係る排水施設の本復旧工事や、施設内の無線LANアクセスポイントの更新など歳出予算が増額となることに伴い、8.5%、5,510万9,000円の増となっております。 財産収入につきましては、定期預金で管理している基金について、これまで同様、リスク管理及び確実かつ効率的な運用に努めるとともに、この間の金融機関における利率上昇により、867.2%、58万1,000円の増となっております。 繰入金につきましては、特に先ほど申しあげました排水施設の本復旧工事に伴う大幅な構成市町の分担金増をできるだけ軽減するため、財政調整基金及び環境の森センター・きづがわ維持管理基金からの繰入れをそれぞれ行うことから、131.6%、4,500万円の増となっております。 2ページから4ページにつきましては、歳出予算について、同じく前年度との比較を目的別、性質別、節別に記載したものでございます。3ページの性質別予算の比較表をご覧ください。 1の人件費につきましては、定期的な派遣職員の人事異動とともに令和6年3月末に60歳到達を迎えた職員1名が退職したことなどから、4.9%、588万9,000円の減となっております。 2の物件費につきましては、長期継続契約としている施設の維持管理費の年度間増減等の影響により、6.4%、4,167万2,000

松井事務局長 つづき	0円の減となっております。 12の普通建設事業費につきましては、排水施設の本復旧工事及び当該工事の施工監理業務として、1億5,490万円の増となっております。 5ページ及び6ページにつきましては、分担金と負担金の算出表をそれぞれ前年度と比較した形で記載したものでございます。 また、7ページから9ページにつきましては、分担金、負担金以外の歳入に関して節ごとに前年度と比較した表を記載したものでございます。 次に、歳出につきまして、事業ごとにご説明をさせていただきます。10ページをご覧ください。 10ページの上段、議会運営事業費は、議会の視察研修に伴うバス借上料の継続計上及び臨時会開会予定などによりまして、前年度比6万2,000円増の88万円を計上いたしました。 下段、管理者会議運営事業費は、前年度と同様の内容で同額の計上といたしました。 次に、11ページの上段、事務局運営事務事業費は、前年度比360万6,000円増の6,427万円を計上いたしました。主な増額要因といたしましては、施設内の無線LANアクセスポイントの更新による委託料及び備品購入費の増などによるものでございます。 下段、環境監視委員会運営事業費は、前年度と同様の内容で同額の計上といたしました。 次に、12ページの上段、基金利子積立事業費は、この間の金融機関における利率上昇等によりまして、前年度比58万1,000円増の64万8,000円を計上いたしました。 下段、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立事業費は、これまでの本施設への廃棄物持込み量や決算状況等を踏まえ、財源とする一般廃棄物処理手数料の見込みを増加したことに伴い、前年度比250万円増の4,800万円を計上いたしました。 次に、13ページ上段、公平委員会運営事業費及び同下段、監査委員運営事業費は、前年度と同様の内容で同額の計上といたしました。 次に、14ページの上段、清掃総務事務事業費は、前年度比683万7,000円減の7,179万7,000円を計上いたしました。主な減額要因といたしましては、令和6年3月末に60歳到達を迎えた職員1名が退職したことによるものでございます。 下段、ごみ焼却処理事業費は、前年度比1億540万2,000円増の7億4,945万1,000円を計上いたしました。主な増額要因といたしましては、排水施設の本復旧工事及び当該工事の施工監理業務で1億5,450万円増になるものでございます。 次に、15ページの上段、ごみ焼却外処理負担事業費は、大阪湾フェニックス事業や廃乾電池、小動物死体処理などに要する経費で、それぞれ数量の精査等を行い、前年度比58万7,000円増の1,664万5,000円を計上いたしました。 下段、組合債元金償還事業費及び16ページの上段、組合債利子償
-----------------------	--

松井事務局長 つづき	還事業費は、打越台環境センター解体撤去に係る財源とした令和元年度及び２年度の組合債に係るものでございます。元金償還に対する財源として、打越台環境センター撤去整備に関する基金から９２０万円を繰り入れることといたしております。 １６ページの下段、予備費は前年度と同額の計上といたしました。 続きまして、歳入につきまして、予算書及び附属資料によりご説明させていただきますので、併せてご覧いただければと思います。予算書の６ページ及び附属資料は５ページをご覧ください。 分担金は、前年度比５，４５２万２，０００円増の６億８，３４３万８，０００円を計上いたしました。内訳は、普通分担金と打越台環境センター撤去分担金でございまして、詳細につきましては、附属資料５ページのとおりでございます。なお、普通分担金の負担割合は、１０月１日を基準日とした構成市町の家系可燃ごみの投入量に応じた割合としており、令和７年度は、木津川市が６８．１５％、精華町が３１．８５％でございます。 次に、予算書６ページの２段目及び附属資料６ページの負担金は、前年度比５８万７，０００円増の１，６６４万５，０００円を計上いたしました。負担金の内訳は、大阪湾フェニックス事業や廃乾電池、小動物死体処理などに要する経費でございまして、詳細につきましては、附属資料６ページのとおりでございます。 次に、予算書６ページの下段及び附属資料７ページ上段の手数料でございまして、直接搬入に係るごみの処理手数料及び事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可更新等に伴うものでございまして、処理手数料につきましては、前年度比２８６万円増の６，４００トン分、１億８，３０４万円を計上いたしました。 次に、予算書７ページの上段及び附属資料７ページ下段の利子及び配当金は、４種の基金利子として、前年度比５８万１，０００円増の合計６４万８，０００円を計上いたしました。各基金利子の内訳は、附属資料７ページ下段のとおりでございます。 次に、予算書７ページの２段目及び附属資料８ページ上段の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を２，５００万円、撤去整備基金繰入金を９２０万円、そして多額の予算を見込む排水施設の本復旧工事の財源として、維持管理基金繰入金を４，５００万円、それぞれ計上いたしました。 最後に、予算書８ページ及び附属資料９ページの雑入は、余剰電力売電料として、前年度と同額の３，２００万円を、また、本組合職員が加入するグループ保険などの事務手続に対し、保険事業者から支払われる事務手数料として１万円を計上いたしました。 以上で令和７年度の本組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
森田議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 質疑につきましては、歳入、歳出ごとに行います。

森田議長 つづき	まず、歳出全般から行いますが、必ず予算書または附属資料の何ページかを示していただいた上、お願いをいたします。 それでは、歳出につきまして、質疑ございませんか。 宮嶋議員。
宮嶋議員	宮嶋です。 何点かありますが、まず、予算書15ページの運転管理業務委託料についてであります。これについては、タクマとの5年間契約というものがあって、それに応じて計上されているものかと思いますが、昨今の物価高騰だとか人件費の上昇ということについて協議が行われているかというふうに思います。当初計画の金額、それから今回の予算額において、どの程度の差があるのかご説明をいただきたいということが1点であります。 それから、附属資料14ページの排水施設復旧工事につきまして、冒頭の管理者の挨拶にありました10月中頃から始めるということでありましたけれども、どれほどの工期が必要なのかということと、それから、前の道路等の制限とか、幾つか周辺に関わる影響というものが予想されているのか、これについてお聞かせをいただきたい。 3つ目は、予算書13ページ、監査委員費の報酬についてであります。これについては、これまでも見直しが必要ではないかと指摘してきたわけですが、その検討がされたのか。 それから、当組合には特別職の報酬の妥当性を検討する仕組み、いわゆる特別職等報酬審議会等がありませんが、これについてはどういうふうにお考えなのかお聞かせをいただきたい。 あと、予算書11ページと14ページに健康診断の費用が書かれています。年2回ということなのですが、これも毎回聞いているかも分かりませんが、今年度の健康診断の結果がどうだったか、職員の健康が守られているのかどうか、これについてお聞かせをいただきたい。 最後に、予算書18ページに職員数が示されています。先ほどの説明にもありましたけれども、1人減っている状況であります。補充しないのかどうか、これについてお聞かせをいただきたい。 以上です。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	それぞれ順番にお答えをさせていただきます。 まず1点目、運転管理の維持業務につきまして、物価高騰を受けての協議ということでございますが、これは先方から協議もございまして、今、まだ最終な確定はまたこれからということにはなりますが、物価高騰分については見込まなければならないというふうに考えてございます。影響額につきましては、まだ確定額ではございませんが、

松井事務局長
つづき

おおむね2, 000万円程度、当初の契約よりは増加するのではないかとこのように考えております。

それから、2点目、排水施設の本復旧の工事に係る分でございますが、次年度、令和7年度において早急に進めていきたいと考えております。工事のスケジュールにつきましては、ここの河川内の工事ができるのが、河川の出水期と言われる夏場、この時期は工事等入ることができませんので、それを避けて行う必要がございます。それがちょうど時期的に言いますと6月ぐらいまでと、それから10月半ば以降というのがその出水期を避ける時期となりますので、契約手続等も踏まえまると、秋の10月頃から進めるのが妥当かというふうに考えてございます。ただ、河川内に入らない準備等は、その出水期であってもすることができますので、準備等を進めた上で、もう出水期が明ければすぐに河川内での工事ができるような、そのような動きをしていきたいというふうに考えてございます。スケジュールは、今年度、今、鋭意進めております設計業務、これが固まらなないと正式な形は出ておりませんが、おおむね、まずは令和7年度の年度いっぱい、このあたりはまずは見込まなければならぬと考えておりますし、場合によったら、その翌年度にまたがる。ただし、出水期までしかできませんので、長くても6月のかかりぐらいまで、ここまでの期間で何とかやり切りたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目、監査委員の報酬につきましては、前回もご質問いただきまして、こちらで検討するというご答弁させていただいておりますが、この管内にある他の組合等との調整もさせていただきたいというふうにお答えさせていただいて、まだ具体的な検討というのは進んでございません。

特別職の報酬審議会等につきましては、私ども必要に応じて当然設置等もしていかなければならないと思いますが、常設というものでもないかと考えておりますので、現時点では審議会はございませんが、必要に応じて必要な対応をしてまいりたいと考えております。

それから、健康診断の件につきましては、毎回ご質問もいただいておりますが、同じ答弁にはなりますが、職員、うちの規定に基づきまして年2回健康診断を受けておりまして、それぞれ結果につきましては、全てが当然良というわけではない職員もおります。その者については、再検査、あるいは必要な通院等をしていただいて、現状、職員全てにおいて公務に、業務には支障ないという形で勤務いただいているところでございます。

それから、最後、職員数の関係で、施設課の職員が1名減員になりました。この分につきましては、補充というのは考えておりませんので、ただし、それに関わりまして、今年度からですが一部の業務を改めて事業者のほうへ委託をして、今の現員の職員で必要な業務を行うというような形で、今、運営のほうを行っておりますので、この1名減に対する補充というのは考えてございません。

以上でございます。

森田議長	宮嶋議員。
宮嶋議員	おおむね了解をいたしますが、監査委員の報酬、一部事務組合、ほかに、前もお示ししましたように、相楽中部消防組合の報酬と全く同じであります、ここの。だから、そういう調整が要るのかも分かりませんが、指摘していますように、監査委員の報酬は年額で示されております。1万2,000円。何日来ていただいても1万2,000円というのは、やはり今の実態に合っていないというのはもうはっきりしているというふうに思いますので、これは早急に見直す必要があらうかというふうに思います。 あと、職員は補充しないけれども、事業者にその仕事の一部をということ。職員の負担にならないようにしっかり努めていただきたいわけですが、その点再度お聞かせいただけますでしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 1点目の監査委員の報酬につきましては、もう以前にもご質問いただきまして、もう事務方のレベルではございますが、こういう指摘を受けているという部分につきましては、ほかの一部事務組合、全てではございませんが、情報交換というか、情報共有はいたしておりますが、まだ具体には進んでおらないという状況でございますので、課題としてはしっかりと受け止めているというふうにご理解いただければと思います。 それから、職員の補充につきましては、当然職員が1名減ることによって、その他の職員に負担がかかるという物理的な問題が発生いたしますが、今回につきましては、事務の内容等もそれぞれ見直しをいたしまして、職員とも話し合いをした上で、問題がないという形で運営のほう、今、させていただいているところでございます。 以上でございます。
森田議長	ほかにございませんか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	幾つかお願いします。 先ほどの可決した条例の考え方を、ぜひとも予算だとか組合全体で共有してほしいと思っているんです。先ほどの旅費関係で言えば、先ず定額から実費というような考え方あったじゃないですか。それと言うと、例えば、私らも含めてそうだけれども、定額なんですよ、今。役所から、つまり木津川市役所、精華町役場からの距離での一律

佐々木議員
つづき

になっていますよね。ところが、それぞれ議員さんの、出てきた議員さんによっては、近い人もいれば遠い人もいるわけですよね。そこはやっぱり実費に考え方をシフトすべきだと思う。これ、議員だけじゃないです。ほかの旅費に関してもシフトすべきだというふうに思っています。要するに、定額制から実費と、実費弁償というような考え方にシフトし、今回、変換したわけだから、職員に関することを。そして、やっぱり特別職に関しても同じような考え方にすべきだと思いますが、どうなんでしょうかというのが1点目です。

2点目は、これも特別職報酬全体に関すること、さっき宮嶋さんからありましたけれども、精華町議会の議員報酬に関する考え方は、基本的には原価方式、つまり業務量に応じた考え方を、一応精華町議会では持っています。そういう考え方を持っています。その観点から言っても、日額方式と年額方式が混在していますよね。特に、年額方式の場合というのは、これ下手すれば、年間何回か来て、1回当たり2時間から3時間執務をしてもらったら、この間ずっと、報酬だから賃金ではないんだけど、最賃法が改定されましたよね、この間ずっと。今、京都、1, 000円超えていますよね。そこから考えると、下手したら、特別職報酬の単価が最賃を下回る可能性が出てくる、今、出ているんですよね。それはあまりにもあんまりだと思うんですよ、それは。もちろん労働単価じゃないから違うといえそうですが、もしかしたら、一応監査委員さんなり、さっき出たような、一応専門的な知見を持っていて、その知見を生かしてもらって当組合の業務に貢献してもらっているということなんだから、そこを考えた場合に、やっぱり年額方式から日額方式に変更することも含めて見直しをすべきじゃないかと思っています。もっと言えば、管理者、副管理者の積算自身がどこに根拠あるのかも私はよく分かっていないんですよ。決算のときに審議させてもらったら、年2回か3回ぐらいかな、管理者会議というのは。その回数なのに高いですよね。それで、その他の人は、もっと出ているのに少ないですよというのが率直な感想なんです。ですから、その辺も含めて、どうするのか、年額から日額にするのかも含めて、ちょっと来年度かけて、今からでもいいけれども、検討はしてもらえないかというふうに思っているところです。

検討する場合に、先ほども宮嶋議員からあったように、自画自賛というか、我田引水的な検討やっちゃあかんから、そのために大体各自治体には特別職報酬審議会的なものが設置されて、第三者の目で見ても客観的な評価なり検討をしてもらおうという意味からすれば、やはり第三者機関的な検討組織が要しているんですが、それも含めてどうされるのかというのを伺いたと思います。

3点目は、議会運営委員会のほうで、いわゆる、これまだ、検討途上ではあるけれども、木津川市と精華町議会の2つの議会の議員に貸与されているタブレットを、本組合議会でも活用するという方向で、今、話が進んでいるわけですが、その予算というのは今回これに入っているのか、入っていないのか。もし入っていないとしても、例えば検討調査予算ぐらいは計上しておかないと、それこそ実施しよ

佐々木議員 つづき	うと思ってもお金ないよになってしまうので、少なくとも調査事務ぐらいはしなあかんとは思っているんです。やるかどうかは別に、いつかは別にしても。その点、どういう考え方で今回の予算が組まれているのかというのが3点目です。 4点目は、従来聞いてもよかったんだけど、若干聞き漏らしたことなんですけれども、インターネットバンキングという予算がどこかにありましたよね。これ、普通の一般的な用語で見ると、いわゆる銀行に行かずに、要するに電子媒体によって入出金なり振込なりということだと思うんだけど、だとしたら、問題は、そのインターネットバンキングをするためのIDやパスワードがどういう管理体制にあるのかということなんですよね。誰でも見られるところに貼ってあるわけじゃないと思うけれども、そのIDやパスワードがどう管理されているのかについてお聞かせをください。それが4点目です。 5点目は、先ほどのこの排水施設の復旧工事なんですけれども、それやってもらわなあかんと思っっているんだけど、その財源がいまいちよく分からないんですけれども、今の説明では、歳入のほうにあった4,500万円の、要するに基金の取崩しが充てられるというのは一定分かりましたが、予算書のほうの支出のほうでは、1億5,000万円ですよね、一応概算として載っているのが。1億5,000万円載っていて、そのうちの3分の1程度は繰入金のほうで入ってくるんだけど、あとの3分の2程度がどこから出る、財源はどこになるのか。もしくは、あるかどうかは分かりませんが、例えば、使えるような補助制度というのがあるのかなのかというようなことも含めて、一応予算書の附属資料には、国庫や府やというのは書かれていないし、組合債も発行するものはないというふうな表現になっているんだけど、これも含めて、例えばこれも将来続けて使う施設あれば、素人感覚かもしれないけれども、組合債だって選択肢に入ってくる可能性がありますよね。単年度で払い切るんじゃないしに、一定の分散化というか、負担の分散化という意味で言えば、借金するということも考えられるわけだけれども、財源はどういう想定をされているのでしょうか。その点お願いします。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	順にお答えさせていただきます。 まず1点目、旅費の関係でございます。特に、特別職に係る旅費につきましては、算定内規において定額でお支払いをさせていただいております。これも実費にすべきということでございます。これはもったいなくはないとは思っております。ただし、この分につきましては、ちょっとまだ我々のほうも、その部分の精査というのにはまだ至っておらない部分と、それから、当然そこに関わる部分については、先ほどもありましたように、それぞれ議会議員の皆様が多分に関

松井事務局長
つづき

わる部分かなと思いますので、以前に内規を設定した際にも、こちら、執行部側が勝手にそれを算定して説明もなくということではなくて、それぞれ必要な議会、あるいは特別職に該当される方々、皆様にご説明もしながら進めていくべきかなと思っておりますので、これにつきましては、今、現時点でどういうふうに変えるという方針はまだ固まってはおりませんが、実費とすべきという考え方、これについてはこれも該当していくのではないかという認識は、今、しているところでございます。

それから、特別職の報酬の全体についてでございます。日額と年額の混在の考え方でございますが、これも今は従来ということにはなりますが、今、特に回数となりますと、議会につきましてはここ何年かは、非常に、議会運営委員会も含めまして多数の回数開催をいただいております。これを年額というので割り戻すと非常に安価になっていくというのは、計算上、そのようになっておるというのは、理解はしております。これについても、来年度しっかりと見直していくべきではないかと。それについては、報酬等審議会と第三者委員会もつくるべきではないかという分につきましては、先ほど宮嶋議員のときのご質問でもお答えをいたしました。来年度検討していくかどうかというのは、ちょっとこの場でお約束というのはなかなかできないところではございますが、これらも課題として認識している部分もございまして、それを管内の一部事務組合もございまして、そういったところとの調整等も図りながら、決定する際には必要に応じてそういった第三者のご意見を聞く場、そういったものもしっかりと踏まえながら、検討のほうはしていく必要があるのかなという認識には立っておりますが、現時点でいつやるか、来年すぐやるか、この部分については、今日ご答弁はできないというところでございます。

それから、議会のタブレットの関係でございますが、これは議会運営委員会でも検討を進められておって、今後やっていこうという方針については固められたところと思っております。今、実際の状況といたしましたら、ハードのタブレットについては市町の議会のほうから貸与されているもの、それを、通信環境をここでどういうふうに担保していくのかという部分でございまして、全く別件ではございますが、今回、我々事務のほうで使っておるこの施設内のWi-Fiの環境、これの機器類の更新時期が来ておまして、これを次年度更新すべく予算をお願いしております。このときに、当然その情報通信の会社に依頼をしていくこととなりますので、ここでこのタブレットの活用についてのいろいろなノウハウというのは、少しその業者に聞くこともできるのかなと考えておまして、今、全く別でそれをどこかにお願いをして考えていくというようなことでの予算というのは、今、入ってはおりませんが、それについて考えは、予算に表れない部分で進めていくということで、今思っているところでございます。

それから、インターネットバンクの関係のID、パスワードの管理でございますが、これは、私ども、当然総務課の職員が、全て会計につきましてはそれぞれ扱う者ということで出納員等もいただいております。

松井事務局長 つづき	ますので、その者について、使えるように、ＩＤ、パスワードは一部限定した中で管理をして、全てフルオープンで使えるというような状況にはございません。 それから、基金の取崩し４，５００万円、その他の残りの負担につきましては、これは、今のところこの予算上におきましては、市町の分担金、こちらにお願いをして、普通分担金のほうにお願いをしているところでございます。補助制度等の話につきましては、この本復旧を進めるに当たって、私どもも、構成市町、あるいは京都府を通じて、国の制度、こういったものも全て状況を説明した上で確認はさせていただきましたが、うまく該当して使えるものはなかなかないという回答をいただいております。組合債までの検討まではいたしていませんが、補助金、負担金等については、なかなか適切に対応できるものがないので、いわゆる単費と言われる構成市町、それから組合の負担で行うということで、今、計上をいたしております。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	半分ぐらいは了解しました。 先ほど申し上げたように、私も関係したけれども、特別職の旅費に関しては、当時の議論があって合意しているんだけど、それはあくまでも定額の全体の考え方があった時期の話で、それじゃあそうしようと、話になっただけであって、今申し上げているのは、職員旅費規程自身の発想というか理念を変換しようとするわけだから、それやっぱり同じ組合に関係する人的な資源に関しては、やっぱり同じような考え方にシフトするのが妥当だろうと思いますので。また特別職の報酬のレベルというか、単価に割り戻した場合の話もあります。ぜひとも管理者さん、恐らくこの相楽郡の中で、木津川市さんが一番多くの一部事務組合に関わっていると思いますので、今、局長が言っているように、ほかの事務組合との調整が要るのであれば、ぜひ管理者さんから指示を出していただきたい、関係するところに。必要な合同会議なり調整会議なりをしてもらう、もしくは、先ほどから出ているように、第三者機関を、合同設置ができるか分かりませんが、どこか、例えば広域だったら広域でつくってもらって、そこで足並みそろえろと言ったようなこともやってもらっても結構だと思うんだけど、誰かが号令かけなかったら、恐らくこれ進みませんよ。しかも、一方では、さっきも、何遍も言うけれども、賃金ではないけれども、物価上昇、賃金アップ、この間ずっと続いているじゃないですか。だから、またガソリン代だって上がっている、物価高騰、上がっているわけですから、やっぱり、少なくとも実費弁償的なレベルは超えないと、あまりにも監査委員さんとかかわいそうですから。そこはしっかりと調整機能を果たしてもらいたいと思いますけれども、管理

佐々木議員 つづき	者さん、どうでしょうか。 インターネットバンクでもう一点だけ確認させてください。先ほど限定的な運用をしているというのは分かりました。それが、今、1人か2人か分からないんだけど、仮に複数の場合、何月何日の何時頃ログインした職員というのは特定できる、つまり履歴が残る方式になっているかどうかだけ確認をさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 まず1点目、旅費規程に関しましては、質問のおっしゃっている趣旨というのは重々理解をいたします。時代も変わっておってという話も理解をいたします。私ども今回旅費規程のほう改正を先ほどお認めいただきまして、条件も内容も変わってまいりますので、これについては放置をするというふうな考えはございませんが、ちょっと直ちに検討に入るといふところの方針までも至っておりませんので、本日現在ではそういったご意見をいただいておりますという形に承ることになるかと思っております。 それから、報酬の考えにつきましては、管理者の指示ということでございますが、これも以前から別の議員からのご指摘というか、ご意見もいただいておりますので、それについて、これも放置しているわけではございませんし、管理者のほうで、もうこれについては考えなくていいという指示が出ているわけでもございません。まずは、ちょっとほかの、我々のほうでは今こういうふうにいただいております、ほかの一部事務組合の状況、あるいはその内容、そういったものをすり合わせる必要もございますので、まずはちょっと事務レベルで進める必要があるかなと思いますが、これも先ほどと同様、現時点では、直ちにこれをちょっと行えている状況ではなく、まだちょっとそういう意見があったという情報提供レベルですので、これについては引き続いて検討等、しっかりしていくことも必要かなという認識には立っております。 それから、インターネットバンクの部分につきましては、これにつきましてはシステムで当然入るんですが、使うのはもうID、パスワードで入れるのは私ども総務課の職員しかまじらないと。その上で、いつ入ったかという部分につきましては、申し訳ございません、システム上の話ですが、私のほうでそれをちょっと管理して確認をしたことがないんですが、ここで使うパソコンにつきましては、一定限られた台数のものしか使えなくて、それを例えばよそへ持ち出して使うということについては、我々も常時監視できますので、ないという認識をしておりますので、ちょっと実務の面では、いつそういうのがあったかというのは、恐らく銀行側とかに問合せをすれば十分それは分かつ

松井事務局長 つづき	てくるのかなと思うんですが、こちらでちょっとそれを常時監視したということがないので、今の時点では、調べる方法はあるだろうけれども、ちょっと実情としては、今はやっていないということでご理解をいただければと思います。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	管理者から答弁なかったけれども、ぜひともその調整役を果たしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。さっきの報酬の件とかに関しては。
谷口管理者	ちょっと今の分で。
森田議長	終わってから、質問が。
佐々木議員	どうします。こっちが先でいいですか。はい。 では、お願いします。後でお願いします。 ちょっと順番逆なるけれども、排水施設の件に関しては、さっき申し上げたように、単年度で払っちゃうのか、それともやっぱり一定の投資規模があるわけだから、そこは複数年度に分けて負担をしてもらうほうがいいのかもしれないですから、補助金制度がないのは分かりましたけれども、その辺、やはり負担の平準化という意味からいっても、ちょっとその辺については検討願いたいなと思っています。 ちょっとインターネットバンクでよく分からないのは、通常、銀行にある端末については、誰がやったかって分かるわけです。この取引を誰がやったか分かる。というのは、ただし、問題が起こるのは、Aというパソコンからやった場合、Bというパソコンからやった場合あると思うんだけど、必ずしもAというパソコンから操作した場合、Aという職員が触ったとは言えない可能性もありますよね、それは。だから、はっきり答弁なかったけれども、もし複数いるのであれば、単独、1人しかパスワード知らないんだったら、それはもうその人に限定されるじゃないですか、本人が漏らさない限り。けれども、複数いる場合、パスワードを知り得る方が複数いる場合というのは、やっぱり誰がログインしたかというのは、こちら側で調べられるようなシステムにしておかないと、もし何かあった場合、真相究明に時間がかかってしまうわけですからね。そこはシステム上の話なんだけれども、今の答弁でいいのかどうかという話になってきますので、そこについてはしっかりと確認をさせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

森田議長	管理者、どうぞ。
谷口管理者	管理者の報酬につきましての部分のご指摘があったわけなんですけれども、そもそもご承知のとおり、それぞれの組合につきましては、1つの地方公共団体という部分もございます。ですので、先ほどのやり取りにありましたとおり、その構成市町として構成しているのが木津川市が多いということもありましたが、そういった部分の指示、もしくはそんな調整するという部分の、そもそもの兼ね合いのものではないという理解を持っております。 先ほど事務局長のほうから、事務局案の調整という単語が出たわけなんですけど、これにつきましても、そういったまずは意味合いではないという部分は思いますが、ご指摘を踏まえまして、そういったご意見があったという部分の情報の共有は図るべきものかなという部分は理解するわけなんですけど、そういった部分につきまして、調整等する段階、まして指示する段階ではないという思いでございます。 以上です。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	残るご質問にお答えさせていただきます。 まず、排水施設の負担の関係でございます。多額な予算をお願いしているところございまして、単年度、複数、いろいろな我々も検討をいたしました。まずは、今回1億5,000万円プラス施工監理費という形で大きな予算計上、予算要望をお願いしておりますけれども、これについては今年度の設計をしっかりと煮詰めて、当然この満額を使うような工事にならないように、しかも、業者選定の際には、またそういった競争が働くような形で、予算のほうはしっかりと必要な最低限の部分でやっていきたいと考えておりますので、その時点において、また市町への負担等が非常に多額になったということであれば、改めてのお考え等もさせていただきますが、現時点では、まずは単年度でお願いしている部分、これをできる限り、いわゆる適正に安価で行えるような手法というのをしっかりと見極めながらやっていきたいと考えております。 それから、インターネットバンクの関係に関しましては、すみません、ちょっとあやふやなご答弁だったかもしれませんが、まず、パソコンについては、我々総務課のほうで管理をしておるパソコン、こちらで当然扱いをします。職員は、いわゆるその会計の担当する者が1人というわけではございませんので、必要な人数が操作することは可能です。こちら側で操作した情報につきましては、こちら側でデータの履歴というのは確認ができます。何月何日にどのような送金を行ったかという履歴については確認ができます。ただし、それは、操作す

松井事務局長 つづき	る端末もたくさんあるわけではなくて、我々が管理している端末数台分のうちのどれかから、何月何日にこういった情報が送られたかという部分まではこちらで履歴として確認をすることができる状態にございますので、これにつきましては、しっかりと管理できるようにまた努めてまいりたいというふうに思っております。 以上でございます。
佐々木議員	答弁が合ってませんが。 もう３回だから言わないけれども、答弁に齟齬がありますよ。調整するとしないと。 （「３回で終わり」の声あり） じゃ、いいですよ、もう。じゃ、そう言っときますわ、精華町議会のほうに。曖昧な答弁でしたって。
森田議長	それでは、ほかに質疑ございませんか。 （なしの声） なければ、質疑なしと認め、歳入についての質疑に移ります。 歳入につきましても質疑ございますか。 宮嶋議員、どうぞ。
宮嶋議員	予算書７ページの繰入金についてです。 先ほどのところでも少し議論がありましたけれども、今回、構成市町の分担金増をできるだけ平準化するために、財政調整基金が令和６年度と同様２，５００万円、それから、復旧工事のために維持管理基金が４，５００万円繰り入れられます。ただ、分担金のところを見ますと、予算ベースですが、令和５年度で４億７，６００万円、５億円まででしたが、それが６年度に６億２，８００万円、そして今回６億８，０００万円ということで、やはり分担金が増えておるわけです。これをできるだけ抑えていただくための基金ではあったんですけども、もちろん基金にも限りがありますけれども、財政調整基金の２，５００万円と維持管理の４，５００万円の根拠といいますか、もう少し増やして分担金を抑えることできなかったのか、そのあたりについての考え方、お示しをいただけますか。
森田議長	事務局長。

松井事務局長	事務局長でございます。 繰入金のほうの考え方でございますが、まず、財政調整基金の2,500万円、これにつきましては昨年度と同額とさせていただいております。根拠と申し上げますと、今言いました構成市町の負担が増えないように、我々組合の予算が大きくなるときには財政調整基金の繰入れを考えていきたいというふうに考えてございます。金額も、幾らというのを明確に何かしらこういうふうな引っ張っているわけではないんですが、おおむね今までの状況も見ながら、額のほうは決定させていただいているというところでございます。 特に、排水施設に係る分で維持管理基金、これは私ども平成30年以降で初めて取崩しするわけですが、これにつきましては、先ほどもご質問のほうもちょっとございましたが、今回見込みとして今最大と考えてございますが、1億5,000万円というような本工事費を考えております。これのおおむね3割程度、これをこちらで負担をして、あと残りを構成市町のほうにお願いをしたいというふうな形で担当課長会議等でもご説明をして、ご理解をいただきながら、今そのように置いているところでございます。ですので、これも工事費が変わってくれば、またそのあたりの調整は構成市町のほうとさせていただきながら、全てを構成市町のほうからいただくというようなことは、できるだけないような形でさせていただくのが本来かなとも思っておりますので、これにつきましては、根拠という部分まではいかないかもしれませんが、おおむねそのような金額を目安にしてきたというところでございます。 ちなみにですが、分担金につきましては、今回この1億5,000万円という臨時的な経費が乗っておりますのでかなり増額になってございますが、本来、仮の話ですが、この部分がなければ、今回の我々の組合予算については、前年度と比較いたしますと、当然減額になっておってということでございました。去年が維持管理、一番大きな予算の割合を占めている部分、これが去年ピーク年度を迎えておって非常に多額でございましたので、その分、今年度は年度間の増減で減額になっておるという部分がもう影響しておりますので、そういったことを総合的に考えながら、基金のほうの繰入れというのは決定してきたところでございます。 以上でございます。
森田議長	ほか。 佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	これ、以前も議論させていただきましたけれども、いわゆる処理手数料の件なんです。あれ、2年前、3年前ですか。奈良市の処理場が1か月間ぐらい不調だったときに、一部うちが受け入れたということありましたよね。そのときに確認させてもらったら、処理手数料は通

佐々木議員 つづき	常料金というお答えでありました。条例には、５７４ページにあるように、例規集の、最大２倍の手数料をもらうことができるというルールがありますよね。そのときの議論の中で、私の記憶では、じゃあ何か壊れた場合、もちろんその後段というか、第８条関係の天災その他の理由、要するに大災害の場合というのは、お互いさまだから、そんなに、逆に減免のようなルールがあるんです。だから、災害その他で、もう被災地の処理場自身はかなり動かない、もしくは動いても能力が落ちているという場合は、それやっぱりお互いさまなので、一定のリーズナブルなところでやってあげたらいいと思うんだけど、前回の奈良市の場合はそうではないですよ。簡単に言えば、施設の老朽化だとかいったような意味合いで、動きにくくなったという状況というのは、災害ではないわけです。しかも、今日も議論あったけれども、この施設自身が構成市町の住民の負担で運営されていますよね。その観点からいえば、やはり、お互い、やり方は２つです。１個の方法は割増しでもらうという方法、もう一個の方法としては、割増ししないけれども、うちが何かあった場合も周辺の施設に対しても同じ条件でやりましょうよという協定結ぶか、どっちかなんですよ。どっちも今、どっちの立場にも立っていませんよね、それは。協定も結ぶ気はない、割増しをする気もないという話になっています。 もう一方、さっき管理者は違う団体と言わはったけれども、広域のほうで、今、斎場をどうするかという議論がありますよね。あるんですよ。先月、議員さんが、奈良の斎場、新しい斎場を見学に行かれたみたいです。奈良の斎場というのは、奈良市民の場合は、亡くなった方の処理料金が１万円、１体１万円、それ以外は１０万円なんですよ。だから、もし、私らが奈良市の斎場に持ち込んだ場合には１０万円かかるんです。だから、奈良市の姿勢としては、当たり前かもしれない、奈良市の財政で造ったんだから、そうじゃないところは負担してもらっていないから、手数料高くするよというのはある意味当り前の発想です。１０倍がいいかどうかは別にしても。その点、今どういう検討段階になっているんでしょうか。私は、どうしろというんじゃないしに、やっぱり統一的な基本的な考え方ははっきりすべきと思うんです。さっき申し上げたように、どっちかですよ。協定結んでお互いさまにするか、この第７条どおり、一定の割増し料金をいただいて、２市町の負担が増えないようにするか、どっちかだと思うんですけども、この点はどういう議論、もう既に時間かなりたっているから、どういう議論になっているんでしょうか。
森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	ただいまの処理手数料の関係でございますが、以前も同じような形で、そのときの取扱いはどうであったかというようなご質問を受けたのは記憶に残っております。

松井事務局長 つづき	その中で、前回の奈良市の清掃工場の事故に関しては通常料金で受け入れたと。ただし、量のほうも、奈良市が希望する量ではなくて、こちらが指定する範囲しか認めないというような、こちらからの条件も当然申し上げたところでございまして、奈良市のほうとはその上で調整をして、最終的に通常料金で受け取ったという形でございます。 協定等の話につきましては、以前から様々な状況で、災害に関してはいろんな協定をとというようなご意見はいただいておりますが、現時点で、例えば、今はたまたまこの奈良市の話になっておりますが、周辺の自治体に関しましても、特段協定等を結ぶという具体的な動きというのはございません。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員、どうぞ。
佐々木議員	この問題というのは、いわゆる危機管理の問題でしょう。何かあった場合にどうするんだ。だから、まず処理だけじゃなしに、各自治体の実態は災害対策、何だっけ、防災計画では、いわゆる瓦礫、震災等で家が壊れたりした場合の瓦礫の仮置場って決めてくださいとなっているわけでしょう。それは起こってから探したら遅いからですよ。だから、あらかじめこことここぐらいを想定しておきますと。その場合、瓦礫の、一遍にはできないけれども、何年かかけてこの施設でも処理する可能性、出てきますよね。そういったもの。壊れた家の木材だとかというのは出てきますよね、場合によっては。全部じゃないかもしれないけれども。だから、この問題は危機管理の問題でもあるわけですよ。何かあった場合に、うち及び周辺からどういうふうに協力し合うのか、またしないのか。それを事が起こってから対応するのは遅過ぎる。危機管理になっていない。誰でもできるんです、それは。しかも、この昨今、いろんなところで震災が起こって、東南海だって、またこの奈良東縁断層帯があって、かなりパーセント上がりましたよね。だから、危機管理の問題としてどうするのかは、やっぱり、そんなにのんびり構えていいもんじゃないから申し上げているんです。だから、協定を結んでおけば、初めから決めておけば、何か起こったらお互いさまだからやりますよ。場合によっては、さっき局長おっしゃったように、でも、できるけれども、うちの自前の処理もあるから、プラスアルファこの量でしかできませんよというのも当然出てきますよね。そういうことをお互い率直に出し合って、何かあったときに判断がすぐできるようにすべきだと思うんだけど、危機管理上というのは、何か、そのマニュアルなりというのは存在しないのでしょうか。するんだったら、そこはちゃんと決めておくべき話だと思うんですけども、危機管理上の扱いはどうなるのでしょうか。

森田議長	事務局長、どうぞ。
松井事務局長	事務局長でございます。 危機管理上、いわゆるマニュアルとして皆様にお示ししているような計画的なもの、こういったものは、今、私どもの手元には持っておりませんが、この間、災害に関してのいろんな議論というのは、もうこれ、京都府以下、府内の市町村、近隣でも全て進められておって、災害廃棄物の処理マニュアル、こういったものはそれぞれ構成市町のほうで策定されておられるものと思っております。 その中で、特に京都府のほうの役割としては、大規模な一定範囲に及ぼすような災害が起こった場合は、近隣の市町村との調整には、京都府がまずは先頭に立って入るというお話も聞いておりますので、我々がそれぞれ個々に、ここはこれをお願いします、ここはこれをお願いします、理想はそういう形が一番分かりやすいとは思いますが、そういった大規模な災害時には、京都府が先導でそれぞれの府下、それから近隣の府県、そういったところへの協力いただけるというお言葉もいただいておりますので、そういったところを頼りながらといいますか、そういったところ、うまくご支援もいただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
森田議長	佐々木議員。
佐々木議員	今の話まとめますと、要するにうちの組合としては、待ちの姿勢であって、自ら積極的に危機管理、何かあった場合に動くようなマニュアルは、それはつくらないと。あくまでも京都府の調整を待ちにするというのが今の基本姿勢ということによろしいですね。
森田議長	事務局長。
松井事務局長	事務局長でございます。 先ほど申し上げました、当然今は持ち合わせていないということでご答弁を申し上げました。ただ、前回の奈良市の例を取るわけではないですけれども、私どものほうでも、いつ何どきそういった事故というのは起こり得る可能性というのは当然あります。そういった場合は、協定というのは持っておりませんが、個別に一番近いところ、あるいは量の確保できるところ、こういったところを個別に当たらせていただくと。そういうのはもう当然の業務の中としてやっていかなければならないというふうに認識をしております。 以上でございます。

森田議長	ほかございませんか。 (なしの声) なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございますか。 (なしの声) 討論なしと認めます。 お諮りします。 本件は原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。 (賛成者起立) ありがとうございます。 起立全員であります。 したがって、議案第5号「令和7年度木津川市精華町環境施設組合一般会計予算について」の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。 次に、日程第9「委員会の閉会中の継続審査及び調査について」を議題といたします。 議会運営委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書の写しのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。 お諮りいたします。 本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、本件は委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なるご審議を賜り、大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和7年第1回木津川市精華町環境施設組合定例会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。 (1 2 : 2 0)
-------------	---

	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する 議 長 _____ 議 員 _____ 議 員 _____
--	--